

松江市行政不服審査会答申  
(答申第2号)

令和6年3月

松江市

## 別 紙

### 答申第 2 号

## 答 申

### 1 審査会の結論

審査請求人が令和 5 年 3 月 29 日に提起した処分庁松江市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)による保育所等入所不承諾処分(令和 5 年 2 月 8 日付け指令子支第 1222 号、令和 5 年 2 月 17 日付け指令子支第 1214 号及び令和 5 年 3 月 17 日付け指令子支第 1301 号)に対する審査請求は、却下されるべきである。

### 2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 1 月 6 日付けで、令和 5 年 4 月入所(一次募集)に係る保育所等入所申込書を提出した。処分庁は、利用調整の結果、審査請求人の子(以下「本件入所申込児童」という。)について入所を不承諾とする旨の処分をし、令和 5 年 2 月 8 日付けで保育所等入所不承諾通知書により通知した(令和 5 年 2 月 8 日付け指令子支第 1222 号)。
- (2) 上記(1)の後、令和 5 年 2 月 10 日付けで提出された令和 5 年 3 月入所に係る保育所等入所申込変更届に対して、処分庁は、本件入所申込児童について入所を不承諾とする旨の処分をし、令和 5 年 2 月 17 日付けで保育所等入所不承諾通知書により通知した(令和 5 年 2 月 17 日付け指令子支第 1214 号)。
- (3) さらに、令和 5 年 3 月 6 日付けで提出された令和 5 年 4 月入所(二次募集)に係る保育所等入所申込変更届に対しても、処分庁は、本件入所申込児童について入所を不承諾とする旨の処分をし、令和 5 年 3 月 17 日付けで保育所等入所不承諾通知書により通知した(令和 5 年 3 月 17 日付け指令子支第 1301 号)(以下では、上記(1)、(2)及び(3)の保育所等入所不承諾処分をまとめて「本件各処分」という。)
- (4) 審査請求人は、令和 5 年 3 月 29 日、審査庁である松江市長(以下「審査庁」という。)に対して、本件各処分の取消し等を求めて審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)
- (5) なお、本件審査請求の後、審査請求人は、令和 5 年 4 月 4 日、令和 5 年 5 月入所の申込みをした。これに対して処分庁は、本件入所申込児童について入所を決定する旨の処分をし、令和 5 年 4 月 17 日付けで保育所等入所決定通知書により通知した(以下「本件入所決定処分」という。)

### 3 当事者の主張

- (1) 審査請求人の主張の要旨

ア 本件各処分は、児童が適切に養育されること、その生活を保障されることができないため、児童福祉法第1条に違反しており、違法である。

保護者の就労により、保育が必要とされているにもかかわらず、保育所による保育が行われていないため、児童福祉法第24条第1項に違反しており、違法である。

本件各処分について不承諾の理由が明確に示されていないため、行政手続法第8条に違反しており、違法である。

以上のとおり、本件各処分により、審査請求人は保育を受ける権利等を侵害されていることから、本件各処分の取消しを求める。

イ 本件各処分の取消しのほか、「保育所入所利用調整基準項目の見直し（多子世帯に対する調整指数の追加）を行う」「前年の文書の数字だけ修正して市民に送付する」といった、毎年の行政事業の見直しを行わない体制を改め、子育て支援のために毎年事業内容の見直しを行うこと。他自治体の取り組みを参考により良い事業を行ったり、市民の意見を幅広く取り入れる体制の構築を行うこと」の裁決を求める。

## (2) 処分庁の主張の要旨

ア 審査請求の利益が既に消滅していること

審査請求人は、令和5年4月4日に令和5年5月入所の申込みをし、処分庁は、本件入所申込児童について入所を決定する旨の処分をし、令和5年4月17日付けで保育所等入所決定通知書により通知した。本件入所申込児童は、既に保育所等を利用していているから、本件審査請求の利益は消滅している。

イ 本件各処分が適法かつ相当であること

(ア) 児童福祉法第24条等は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に保育所等を利用できるよう、利用調整することを定めている。

定員を上回る需要がある場合に利用調整を行い、その結果として保育の必要性が認められた児童であったとしても希望する保育所等で保育が受けられないということは、法の想定する範囲内であり、児童福祉法第1条及び同法第24条第1項に違反しない。

松江市においては、「松江市認可保育所入所利用調整基準」（以下「調整基準」という。）を基に全申込者の保育の必要度を指数化し、利用を希望する施設ごとに申込者の指数が高い者から入所を決定している。調整基準については、これを記載した「入所のでびき」を配布し、松江市ホームページにも掲載して公表している。

(イ) 保育所入所可能枠の状況については、松江市ホームページ及び担当各課の窓口にて公開しており、利用調整が行われる際の各保育所等の入所可能枠数や定員超過の状況は公開情報よりおのずと読み取ることができる。

すなわち、ある特定の保育所に入所可能枠があり、そこに申し込んだが入所不承諾となった場合は、申込者より保育の必要性が高い入所希望者が存在した結果と

して、申込者が不承諾となったことは明らかである。

したがって、必要十分な理由は明確に示されていることから、行政手続法第8条に違反しない。

ウ その他の主張は審査請求の対象外であること

本件各処分の取消し以外の点に関する審査請求人の主張は、本件各処分の違法・不当事由とはならないし、そもそも審査請求の対象外である。

#### 4 審理員意見書の要旨

##### (1) 意見の趣旨

本件審査請求を却下するのが相当である。

##### (2) 意見の理由

本件審査請求の趣旨のうち、本件各処分の取消しを求める部分については、本件入所決定処分により審査請求の利益が消滅したため、不適法である。

また、本件審査請求の趣旨のうち、本件各処分の取消しを求める部分を除くその他の請求については、そもそも行政不服審査法上の審査請求の対象とはならないため、不適法である。

##### (3) その他補足

なお、審理員意見書では、仮に審査請求の利益があるとした場合について予備的に本件各処分の内容に立ち入った検討もなされているが、その結論として、本件各処分に違法な点はなく、審査請求人の主張には理由がない（棄却相当）とされている。

#### 5 審査会の判断

(1) 審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を確認する観点から、当審査会において本件の審理員意見書の内容を改めて検討したところ、法令の解釈適用及び判断内容を含め、全体として適正かつ妥当であると認められる。

したがって、当審査会も本件審査請求を却下するのが相当と判断するところであるが、その理由についても審理員意見書の「意見の理由」4(2)と同旨である。

以下では、当審査会において審理員意見書の記載を補充しつつ、判断に至る理由を改めて確認しておく。

(2) 本件各処分の取消しを求める点について審査請求の利益が消滅したこと

ア 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定している。

同条の「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を持つ者に限られるべきであると解されている（最

高裁判所昭和 53 年 3 月 14 日判決（最高裁判所民事判例集 32 巻 2 号 211 頁）参照）。

イ 本件事案において、審査請求人は、本件各処分の取消しを求めて本件審査請求を提起したものの、上記 2(5)のとおり、本件審査請求の後、令和 5 年 4 月 17 日付けで本件入所申込児童について本件入所決定処分がなされている。

すなわち、「本件入所申込児童が保育所等へ入所することができる地位」は、本件各処分がなされた時点では確かに制約を受けており、本件審査請求が提起された時点でもなお当該制約は継続していたと解されるものの、その後になされた本件入所決定処分によって本件入所申込児童の保育所等への入所は認められたことから、審査請求人は、遅くとも本件入所決定処分の日以降、本件各処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有しないこととなった。

当審査会において審査請求人の主張全体を改めて検討しても、上記判断は左右されない。

ウ したがって、少なくとも現時点において、本件審査請求は、審査請求の利益を欠いた不適法なものである。

(3) 本件各処分の取消しを求めるもの以外については審査請求の対象とならないこと

ア 行政不服審査法第 2 条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨を定めている。また、同法第 46 条第 1 項は、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求に理由がある場合には裁決で当該処分の取消しや変更をする旨を定めている。さらに、同法第 47 条は、事実上の行為についての審査請求に理由がある場合には裁決で当該事実上の行為が違法又は不当であることを宣言しその撤廃等をする旨を定めている。

上記のように行政庁が何らかの積極的行為をした場合のほか、同法第 3 条は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は行政庁の不作为について審査請求をすることができる旨を定めている。

このような同法の仕組みからすると、審査請求人に対して処分庁が具体的に何らかの処分か事実上の行為をしたことを前提としてその処分の取消し又は事実上の行為の撤廃等を求めるものか、審査請求人が法令に基づく申請をしたにもかかわらず処分庁が何らの処分もしていないことの違法・不当の確認等を求めるものが、同法に基づく審査請求の対象となり得る。

イ 本件審査請求書の第 3 項「審査請求の趣旨」の記載からは、本件において審査請求人は、本件各処分の取消しのほかにも、「保育所入所利用調整基準項目の見直し（多子世帯に対する調整指数の追加）を行う」「前年の文書の数字だけ修正して市民に送付するといった、毎年の行政事業の見直しを行わない体制を改め、子育て支援のために毎年事業内容の見直しを行うこと。他自治体の取り組みを参考により良い事業を行ったり、市民の意見を幅広く取り入れる体制の構築を行うこと」を本件審査請求の対象とするよう求めているものと解される。

しかしながら、これらはいずれも保育所入所申込事務やその業務における行政上の配慮や行政事務の改善を一般的に要求するものであって、処分庁が審査請求人に対してした何らかの処分の取消しや事実上の行為の撤廃等を求めるものではないし、審査請求人が処分庁に対し法令に基づく申請をしたのに何らの処分もされないことを問題とするものでもない。

ウ したがって、本件各処分の取消しを求めるもの以外の審査請求人の主張については、そもそも本件審査請求において審理・判断の対象とすることができないものであり、審査請求の対象とすること自体が不適法である。

#### (4) 結論

以上より、本件審査請求は全体として不適法であるから、却下されるべきである。

なお、本件審査請求が不適法却下されるべきものである以上、本件各処分の内容に立ち入った当審査会の判断は行わない。

## 6 審査会の処理経過等

別記のとおりである。

## 別記

### 1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和5年9月25日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和5年10月3日 （審査会第1回目）	審議
令和5年11月7日 （審査会第2回目）	審議
令和6年2月19日 （審査会第3回目）	審議
令和6年3月11日 （審査会第4回目）	審議
令和6年3月25日	審査庁に対して答申

### 2 松江市行政不服審査会委員名簿

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者